

(仮訳)

食品安全委員会と欧州食品安全機関との協力文書

日本国食品安全委員会（**FSCJ**）と欧州連合欧州食品安全機関（**EFSA**）は、リスク評価に関するデータ収集及びデータ共有の緊密な協力体制を促進することが必要と考え、協力することを決定した。

1. 目的と性質

- （１） 本協力文書の目的は、**FSCJ** に関しては食品安全基本法第 17 条、**EFSA** に関しては **EU 規則 178/2002 第 33 条**に規定される各々の機関の当該領域における任務の範囲に応じて、リスク評価に関するデータ収集及びデータ共有面での **FSCJ** と **EFSA** 間の科学的協力と対話を追認することにある。
- （２） 本協力文書には、いかなる法的義務も含まれない。

2. 項目

FSCJ と **EFSA** は次の項目について関連法規に従い相互に支援・協力する。

- （a）上記 1 の領域における技術的データの収集、解析及び共有
- （b）データ収集の方法論に関する見解及び専門的知識の共有

3. 取決めの内容

FSCJ と **EFSA** はそれぞれ連絡窓口を定め、これを相手側に通知する。
協力の進展を総括するため定期的に評価会合を行う。

4. 秘密の取扱い規定

- （１）**FSCJ** は行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）及びその他関係法の対象となる秘密情報を本協力文書に従って **EFSA** に提供することを要しない。
- （２）**EFSA** は **EC 規則 1049/2001 第 4.1 条**、**第 4.2 条**、**EC 規則 178/2002 第 39.1 条**及びその他関係法の対象となる秘密情報を本協力文書に従って **FSCJ** に提供することを要しない。

5. 協力期間

本協力文書に記載されている協力関係は、**FSCJ** と **EFSA** の代表者がこの文書に署名した日から 5 年間継続する。その後はいずれか一方が他方に対し、有効期限満了の 6 か月前までに協力終了の意図を書面で通知しない限り 5 年間延長される。

6. 終了

上記 5 項の規定にかかわらず、協力関係を継続できない特別な事情が発生した場合には、終了の意図を書面で相手側に通知することにより協力は終了する。

両機関の代表者は本覚書に署名した。

東京にて
2009 年 12 月 4 日

パルマにて
2009 年 12 月 7 日

..... 日本国食品安全委員会 委員長	 欧州連合欧州食品安全機関 長官
--------------------------------	---------------------------------